

滋賀県水源森林地域保全条例案および琵琶湖森林づくり条例の一部
 を改正する条例案について

【これまでの経過】

〔滋賀県森林審議会における審議等〕

平成 25 年 12 月 24 日	水源林保全のための仕組みづくりについて諮問
平成 26 年 3 月 18 日	方向性の検討
4 月 30 日	骨子案の検討
7 月 2 日	中間報告案の検討
9 月 3 日	最終報告案の検討
9 月 22 日	水源林保全のための仕組みづくりについて答申

〔その他意見交換会等〕

平成 26 年 5 月 9 日～16 日	第 1 回 各市町説明・意見交換会 (仕組みづくり)
5 月 24 日	琵琶湖森林づくり県民フォーラム
7 月 4 日	第 2 回 各市町説明・意見交換会 (仕組みづくり)
11 月 4 日～7 日	第 3 回 各市町説明・意見交換会 (条例概要等)
11 月 19 日	滋賀県町村会において説明
平成 26 年 12 月～	県民政策コメント
平成 27 年 1 月	各市町長あて意見照会
平成 27 年 1 月 8 日～15 日	森林・林業関係者等説明会
1 月 21 日	滋賀県市長会において説明
平成 27 年 1 月	各市町長あて意見照会

〔環境・農水常任委員会への報告〕

平成 26 年 8 月 7 日	水源林保全のための仕組みづくりについて (中間報告について)
9 月 10 日	水源林保全のための仕組みづくりについて (最終報告について)
10 月 6 日	水源林保全のための仕組みづくりについて (答申の内容および条例改正等の骨子について)
11 月 12 日	水源林保全のための仕組みづくりについて (条例改正等の素案について)
12 月 19 日	水源林保全のための仕組みづくりについて (県民政策コメントの実施について)
平成 27 年 1 月 28 日	水源林保全のための仕組みづくりについて (県民政策コメントの結果等について)

滋賀県水源森林地域保全条例案要綱

1 制定の理由

琵琶湖森林づくり条例（平成 16 年滋賀県条例第 2 号）第 12 条の規定の趣旨にのっとり、水源森林地域における適正な土地利用の確保を図るための措置等を定めることにより、水源森林地域の水源の涵養機能の維持および増進を図るため、滋賀県水源森林地域保全条例を定めようとするものです。

2 条例の概要

(1) この条例は、琵琶湖森林づくり条例第 12 条の規定の趣旨にのっとり、水源森林地域の保全に関し、県および土地所有者等の責務を明らかにするとともに、水源森林地域における適正な土地利用の確保を図るための措置等を定めることにより、森林の有する水源の涵養機能の維持および増進に寄与することを目的とすることとします。（第 1 条関係）

(2) 県は、(4)の基本方針にのっとり、水源森林地域の保全に関する施策を実施するとともに、水源森林地域の保全に関する施策の実施に当たっては、市町との連携に努めることとし、市町に対し必要な情報の提供または助言を行うものとします。（第 3 条関係）

(3) 土地所有者等は、(4)の基本方針にのっとり、水源森林地域における適正な土地利用に配慮するよう努めるとともに、県が実施する水源森林地域の保全に関する施策に協力するよう努めなければならないこととします。（第 4 条関係）

(4) 知事は、水源森林地域の保全に関する基本方針として次に掲げる事項を定めるとします。（第 5 条関係）

ア 水源森林地域における適正な土地利用に関する基本的事項

イ 水源森林地域の指定に関する基本的事項

ウ その他水源森林地域の保全に関し必要な事項

(5) 水源森林地域の指定等について、次に掲げる事項を定めるとします。（第 6 条関係）

ア 知事は、基本方針にのっとり、水源の涵養機能の維持を図るため適正な土地利用を確保することが必要と認められる森林の存する地域を水源森林地域として指定することができること。

イ 水源森林地域の指定に必要な手続を定めること。

(6) 土地所有者等は、当該土地の所有権等の移転または設定をする契約を締結しようとするときは、その日の 30 日前までに、必要な事項を知事に届け出なければならないこととします。（第 7 条関係）

(7) 知事は、(6)の届出があったときは、その内容を関係市町の長に通知して、当該届出に係る土地の利用について、水源森林地域の保全の見地からの意見を求めることとし

ます。(第8条関係)

- (8) 知事が行う報告徴収およびその職員に行わせる立入調査について、必要な事項を定めることとします。(第9条関係)
- (9) 知事は、届出者に対し、当該届出に係る土地の利用について、当該土地およびその周辺の土地における水源の涵養機能の維持を図るために、必要な指導または助言を行うことができることとし、当該届出者は、当該指導または助言を受けたときは、当該届出に係る土地の所有権等の移転または設定を受けようとする者または移転もしくは設定を受けた者に当該指導または助言の内容を伝達するものとすることとします。(第10条関係)
- (10) 知事は、虚偽の届出等を行った者、立入調査等を拒否した者および正当な理由がなく(9)の指導に従わなかった者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができることとします。(第11条関係)
- (11) 知事は、(10)の勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わなかったときは、その旨および当該勧告の内容を公表することができることとします。(第12条関係)
- (12) 罰則について、次に掲げる事項を定めることとします。(第13条、第14条関係)
- ア 虚偽の届出等を行った者および立入調査等を拒否した者は過料に処するものとする。
- イ 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関してアの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても同条の刑を科すこととします。
- (13) 市町が水源の涵養機能の維持を図るため適正な土地利用を確保することが必要と認められる森林の存する地域の保全に関して、当該市町が条例を制定した場合であって、その条例の内容がこの条例の規定の趣旨に即したものであるときは、当該市町の区域においては、(5)から(12)までの定めは、適用しないこととします。(第15条関係)
- (14) その他
- ア この条例は、平成27年4月1日から施行することとします。ただし、(6)から(12)までの規定は、平成28年1月1日から施行することとします。
- イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。

滋賀県水源森林地域保全条例案の概要

目的（第1条関係）

琵琶湖森林づくり条例第12条の規定の趣旨にのっとり、水源森林地域における適正な土地利用の確保を図るための措置等を定めることにより、森林の有する水源の涵養機能の維持および増進に寄与すること

責務（第3条・第4条関係）

〔県の責務〕

水源森林地域の保全に関する施策を実施するとともに、水源森林地域の保全に関する施策の実施に当たっては、市町との連携に努めることとし、市町に対し必要な情報の提供または助言を行う

〔土地所有者の責務〕

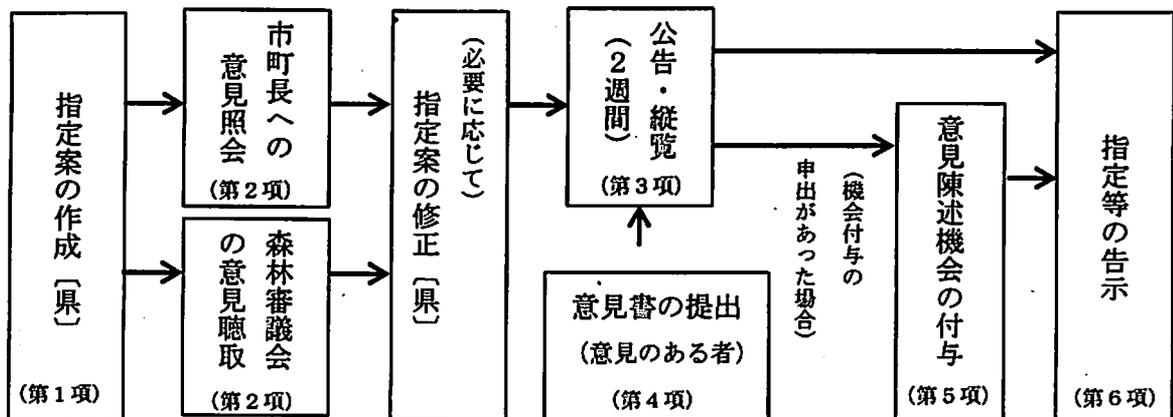
水源森林地域における適正な土地利用に配慮するよう努めるとともに、県が実施する水源森林地域の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

基本方針（第5条関係）

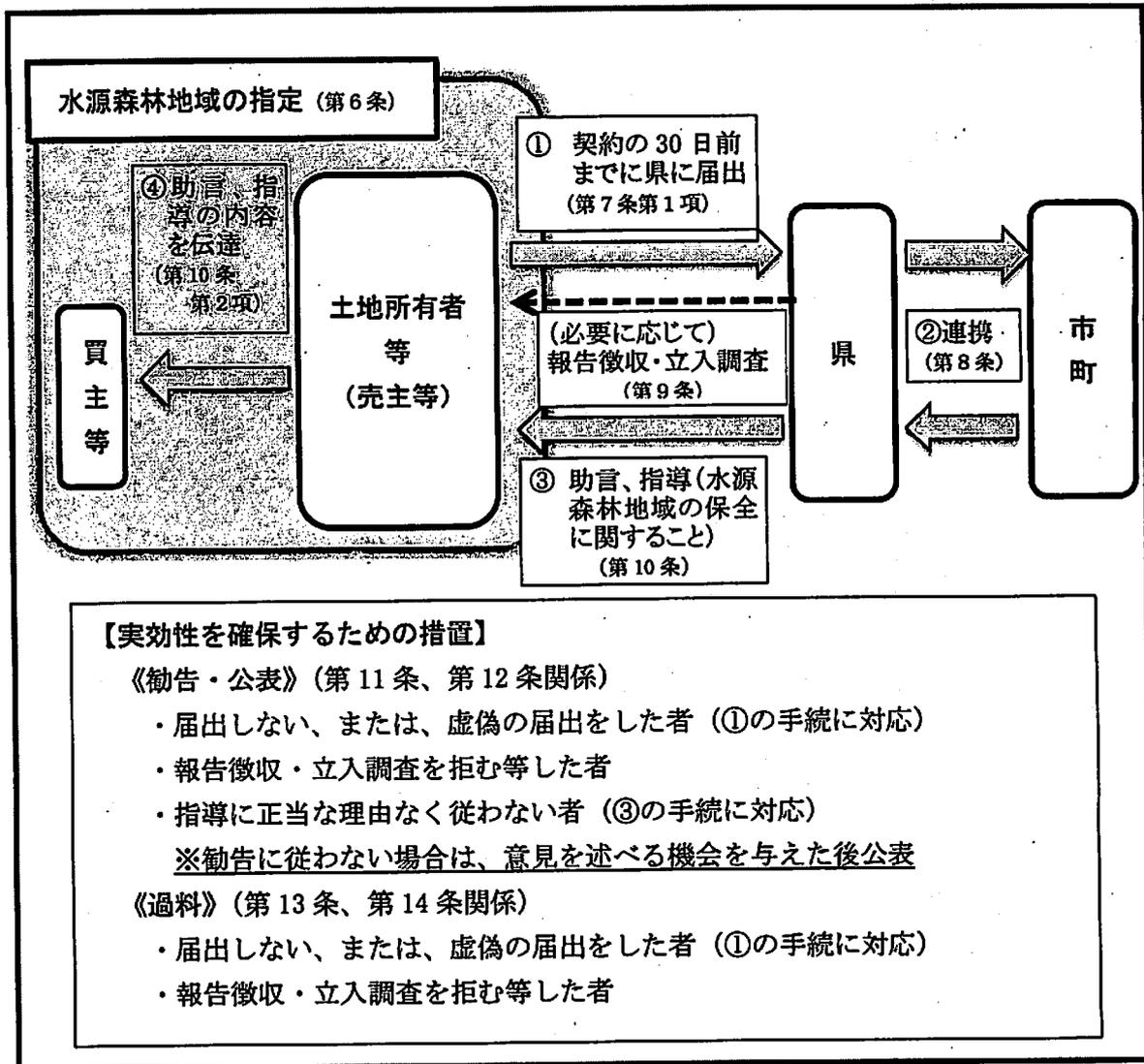
水源森林地域の保全に関する基本方針として次に掲げる事項を定める

- ①水源森林地域における適正な土地利用に関する基本的事項
- ②水源森林地域の指定に関する基本的事項
- ③その他水源森林地域の保全に関し必要な事項

水源森林地域の指定（第6条関係）



土地取引等の事前届出（第6条～第14条関係）



施行日（付則関係）

届出に関する部分は、平成28年1月1日から施行

（水源森林地域の指定など、届出に関する部分以外は平成27年4月1日から施行）

琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

森林を健全な姿で未来に引き継ぐため、平成 16 年に琵琶湖森林づくり条例を制定し、琵琶湖森林づくり事業をはじめとした事業を推進してきましたが、近年、目的不明な森林の取得、ニホンジカ被害の増加、巨樹・巨木の保護や森林所有者の高齢化などによる林地境界の不明瞭化など新たな課題も生じていることから、これらの課題に適切に対応するため、琵琶湖森林づくり条例（平成 16 年滋賀県条例第 2 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 県は、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、環境に配慮した森林施業その他の当該地域の森林の発揮すべき機能に応じた適切な森林施業を推進するため、次に定める措置を講ずることとします。（第 10 条関係）

ア 県は、適切な森林施業が行われるためには森林の土地の境界の明確化が重要であることから、その境界の明確化が速やかに行われるよう必要な措置を講ずることとします。

イ 県は、自ら適切な森林施業を行うことが困難である森林所有者が他の森林所有者との共同施業、森林組合に対する委託等により適切な森林施業を行うことができるよう、情報の提供その他の必要な措置を講ずることとします。

ウ 県は、鳥獣による森林に係る被害に関し、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（平成 18 年滋賀県条例第 4 号）に定めるもののほか、必要な措置を講ずることとします。

(2) 県は、樹齢が特に高い樹木が相当数存在する森林が、多様な動植物の生息地および生育地であり、かつ、地域の人々の文化と密接に関わりのあるものであることに鑑み、滋賀県自然環境保全条例（昭和 48 年滋賀県条例第 42 号）その他関係法令に定めるもののほか、当該森林を保全するために必要な措置を講ずることとします。（第 11 条関係）

(3) 県は、県森林の有する水源のかん養機能が琵琶湖等の下流域への安定的な水の供給について欠くことのできないものであることに鑑み、森林の有する水源のかん養機能の維持および増進を図るために必要な措置を講ずることとします。（第 12 条関係）

(4) 県産材の利用を促進するために講ずる必要な措置のうち公共事業への利用の推進について、住宅、公共建築物等における県産材の利用の推進に拡充するとともに、県は、県産材の利用の促進に当たっては、県産材が適切に供給されることが重要であることに鑑み、県産材の生産、加工および流通の合理化の促進その他の県産材の適切な供給の確保のために必要な措置を講ずるものとする。こととします。（第 17 条関係）

(5) その他

ア この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとします。

イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、森林の多面的機能が持続的に発揮されるようにし、もって琵琶湖の保全および県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林づくり 森林を守り、または育てることをいう。
- (2) 森林の多面的機能 水源のかん養、県土の保全、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、木材等の林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能をいう。
- (3) 森林所有者 県内に所在する森林の所有者（国および市町を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 森林づくりは、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、長期的な展望に立ち、地域の特性に応じて推進されなければならない。

- 2 森林づくりは、森林がその多面的機能により広く県民に恵みをもたらしていることにかんがみ、県民の主体的な参画により推進されなければならない。
- 3 森林づくりは、森林所有者、森林組合、県民、事業者および県の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。
- 4 森林づくりは、木材をはじめとする森林資源が再生産可能な資源であることにかんがみ、森林資源の環境に配慮した新たな利用その他の県内の森林資源の有効な利用を促進し、適切な森林施業の実施を確保することにより、推進されなければならない。
- 5 森林づくりは、持続的な森林の整備を図るに当たり、その担い手を将来にわたり確保することの重要性にかんがみ、次代を担う青少年をはじめとする県民の森林の多面的機能についての理解を深め、森林づくりを支える人材の育成を図ることにより、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める森林づくりについての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、森林づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施するものとする。

- 2 県は、森林づくりの推進に当たっては、市町および国と相互に連携を図るものとする。

(定義)

第2条 (省略)

(基本理念)

第3条 (省略)

- 2 森林づくりは、森林がその多面的機能により広く県民に恵みをもたらしていることに鑑み、県民の主体的な参画により推進されなければならない。

3 (省略)

- 4 森林づくりは、木材をはじめとする森林資源が再生産可能な資源であることに鑑み、森林資源の環境に配慮した新たな利用その他の県内の森林資源の有効な利用を促進し、適切な森林施業の実施を確保することにより、推進されなければならない。

- 5 森林づくりは、持続的な森林の整備を図るに当たり、その担い手を将来にわたり確保することの重要性に鑑み、次代を担う青少年をはじめとする県民の森林の多面的機能についての理解を深め、森林づくりを支える人材の育成を図ることにより、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 (省略)

- 2 (省略)

3 県は、県内の森林の有する水源のかん養機能が琵琶湖等の下流域への安定的な水の供給について欠くことのできないものであることにかんがみ、県の実施する森林づくりに関する施策について、当該下流域の人々の協力が得られるよう努めるものとする。

(森林所有者の責務)

第5条 森林所有者は、基本理念にのっとり、その所有する森林について、森林の多面的機能が確保されることを旨として、森林づくりに努めなければならない。

2 森林所有者は、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(森林組合の責務)

第6条 森林組合は、基本理念にのっとり、地域における森林の経営の中核的な担い手として、森林づくりおよび森林資源の有効な利用の促進に積極的に取り組むとともに、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、森林がもたらす恵みを楽しんでいることを深く認識し、森林づくりに関する活動に積極的に参加するとともに、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、森林の多面的機能の確保に配慮するとともに、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本計画)

第9条 知事は、森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画には、森林づくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ県民、森林所有者等の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ滋賀県森林審議会の意見を聴くものとする。

5 知事は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

3 県は、県内の森林の有する水源のかん養機能が琵琶湖等の下流域への安定的な水の供給について欠くことのできないものであることに鑑み、県の実施する森林づくりに関する施策について、当該下流域の人々の協力が得られるよう努めるものとする。

(森林所有者の責務)

第5条 (省略)

(森林組合の責務)

第6条 (省略)

(県民の責務)

第7条 (省略)

(事業者の責務)

第8条 (省略)

(基本計画)

第9条 (省略)

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(環境に配慮した森林施業等の推進)

第10条 県は、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、地域の自然的条件および社会的条件を踏まえ、環境に配慮した森林施業その他の当該地域の森林の発揮すべき機能に応じた適切な森林施業を計画的に推進するために必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、県内の森林整備の現状にかんがみ、間伐の推進を図ることが特に重要であることから、総合的かつ計画的な間伐対策を講ずるものとする。

(県民の主体的な参画の促進等)

第11条 県は、森林づくりに関し県民の主体的な参画を促進し、および琵琶

(環境に配慮した森林施業等の推進)

第10条 県は、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、地域の自然的条件および社会的条件を踏まえ、環境に配慮した森林施業その他の当該地域の森林の発揮すべき機能に応じた適切な森林施業を計画的に推進するため、次項から第5項までに定める措置その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、県内の森林整備の現状に鑑み、間伐の推進を図ることが特に重要であることから、総合的かつ計画的な間伐対策を講ずるものとする。

3 県は、適切な森林施業が行われるためには森林の土地の境界の明確化が重要であることから、その境界の明確化が速やかに行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、自ら適切な森林施業を行うことが困難である森林所有者が他の森林所有者との共同施業、森林組合に対する委託等により適切な森林施業を行うことができるよう情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

5 県は、鳥獣(鳥類または哺乳類に属する野生動物をいう。)による森林に係る被害に関し、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例(平成18年滋賀県条例第4号)に定めるもののほか、必要な措置を講ずるものとする。

(樹齢が特に高い樹木のある森林の保全)

第11条 県は、樹齢が特に高い樹木が相当数存在する森林が、多様な動植物の生息地および生育地であり、かつ、地域の人々の文化と密接に関わりのあるものであることに鑑み、滋賀県自然環境保全条例(昭和48年滋賀県条例第42号)その他関係法令に定めるもののほか、当該森林を保全するために必要な措置を講ずるものとする。

(水源のかん養機能の維持および増進)

第12条 県は、森林の有する水源のかん養機能が琵琶湖等の下流域への安定的な水の供給について欠くことのできないものであることに鑑み、森林の有する水源のかん養機能の維持を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(県民の主体的な参画の促進等)

第13条 (省略)

湖等の下流域の人々の協力を得るため、情報の提供、普及啓発その他の必要な措置を講ずることにより、森林の多面的機能についてこれらの者の理解を深めるとともに、これらの者またはこれらの者が組織する団体が行う森林づくりに関する活動に対して、必要な支援を行うものとする。

(里山の保全の推進)

第12条 県は、集落周辺にあって、薪炭用材の採取等を通して維持もしくは管理がなされており、またはかつてなされていた森林（以下「里山」という。）の整備およびその多面的な利用を促進することにより里山の保全を図るため、里山の所有者および里山を整備し、または多面的に利用しようとする県民等が協働して行う活動に対して、必要な支援を行うものとする。

(流域における森林づくりに関する組織の整備の促進)

第13条 県は、流域を単位とした森林づくりを適切かつ効果的に推進するため、その流域の森林づくりの在り方、進め方等について、県、市町等への提案その他の活動を行うことを目的とし、地域住民、森林所有者、森林づくりに関する活動を行う団体等によって構成される組織の整備の促進に必要な措置を講ずるものとする。

(びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間)

第14条 県民および琵琶湖等の下流域の人々が広く森林のもたらす恵みについての理解と関心を深め、森林づくりに関する活動に積極的に参加する意欲を高めるため、びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間を設ける。

2 びわ湖水源のもりの日は10月1日とし、びわ湖水源のもりづくり月間は同月とする。

3 県は、びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(県産材の利用の促進)

第15条 県は、県産材の利用を促進するため、県産材に関する情報の提供、知識の普及、公共事業への利用の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(森林資源の有効な利用の促進)

(里山の保全の推進)

第14条 (省略)

(流域における森林づくりに関する組織の整備の促進)

第15条 (省略)

(びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間)

第16条 (省略)

2 (省略)

3 (省略)

(県産材の利用の促進)

第17条 県は、県産材の利用を促進するため、県産材に関する情報の提供および知識の普及、住宅、公共建築物等における県産材の利用の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、県産材の利用の促進に当たっては、県産材が適切に供給されることが重要であることに鑑み、県産材の生産、加工および流通の合理化の促進その他の県産材の適切な供給の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(森林資源の有効な利用の促進)

第16条 県は、森林資源の環境に配慮した新たな利用その他の有効な利用を促進するため、森林資源の有効な利用に関する調査研究および技術開発の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(森林所有者の意欲の高揚等)

第17条 県は、森林所有者の森林づくりに対する意欲の高揚を図るため、適切な森林整備に関する情報の提供、技術の指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、林業労働に従事する者の確保および育成を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(森林組合の活性化)

第18条 県は、森林組合が地域の特性に応じた森林の経営の中核的な担い手としての役割を果たすこととなるよう、組織体制の充実、人材の育成その他の森林組合の活性化のための取組に対して、必要な支援を行うものとする。

(森林環境学習の促進)

第19条 県は、森林づくりを支える人材を育成するため、森林内での体験活動の場の提供、情報の提供その他森林の多面的機能についての理解と関心を深めることとなる森林環境学習の促進に必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第20条 県は、森林づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(森林づくりの状況等の公表)

第21条 知事は、毎年、森林づくりの状況および県の森林づくりに関する施策の実施状況を公表するものとする。

(規則への委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則 (平成16年条例第38号抄)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成16年規則第66号で平成17年1月1日から施行)

第18条 (省略)

(森林所有者の意欲の高揚等)

第19条 (省略)

2 (省略)

(森林組合の活性化)

第20条 (省略)

(森林環境学習の促進)

第21条 (省略)

(財政上の措置)

第22条 (省略)

(森林づくりの状況等の公表)

第23条 (省略)

(規則への委任)

第24条 (省略)

琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例案の概要

目的

森林の多面的機能（水源かん養、県土の保全、木材等の供給など森林の有する多面にわたる機能）の持続的発揮
↓
琵琶湖の保全および県民の健康で文化的な生活の確保に寄与

基本理念

- ◆多面的な機能が持続的に発揮されるよう、長期的な展望に立ち地域の特性に応じた森林づくり
- ◆県民の主体的な参画による森林づくり
- ◆森林所有者、森林組合、県民、事業者および県の適切な役割分担と協働による森林づくり
- ◆県内の森林資源の有効利用の促進による森林づくり
- ◆森林づくりを支える人材の確保・育成を図りつつ推進する森林づくり

責務等

- 県 ①基本的かつ総合的な施策の策定・実施 ②市町・国との連携 ③琵琶湖下流域の人々の協力を得られるよう努力
- 森林所有者 ①所有森林の多面的機能が発揮されるような森林づくり ②県が行う施策への協力
- 森林組合 ①森林づくりと森林資源の有効な利用促進への積極的取組み ②県が行う施策への協力
- 県民 ①森林づくりに関する活動への積極的参加 ②県が行う施策への協力
- 事業者 ①森林の多面的機能の確保への配慮 ②県が行う施策への協力

森林づくりに関する基本的施策

①基本計画の策定

- 基本計画
 - 森林づくりに関する施策を総合的、計画的に推進するための基本計画策定

②環境に配慮した森林づくりの推進

- 環境に配慮した森林施策等の推進
 - 環境に配慮した森林施策を計画的に推進
 - 総合的かつ計画的な間伐対策の推進
 - 【追加】森林の土地の境界の明確化のための必要な措置
 - 【追加】共同施策等による適切な森林の施策を行うための措置
 - 【追加】鳥獣対策の推進

- 【追加】樹齢が特に高い樹木のある森林の保全

- 【追加】水源のかん養機能の維持および増進



滋賀県水源森林地域保全条例の制定

③県民の協働による森林づくりの推進

- 県民の主体的な参画の促進等
 - 情報提供による森林の多面的機能に対する理解の促進、森林づくりに関する活動に対する支援
- 里山の保全の推進
 - 所有者および里山を整備・利用する県民等との協働による里山保全活動に対する支援
- 流域における森林づくりに関する組織の整備の促進
 - 県等に対し、森林づくりのあり方等について提案を行う組織の整備の促進および活動への支援
- びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間
 - 県民等の森林づくりへの関心を深め、活動への参加の促進
 - びわ湖水源のもりの日(10/1)およびびわ湖水源のもりづくり月間(10月)の設定
 - もりの日等におけるふさわしい事業の実施

⑥財政上の措置等

④森林資源の循環利用の促進

- 県産材の利用の促進
 - 県産材に対する情報提供、知識の普及、公共事業への利用等
 - 【改正】住宅および公共建築物等における利用
 - 【追加】県産材の適切な供給の確保のための必要な措置
- 森林資源の有効な利用の促進
 - 森林資源の新たな利用等を促進するための調査研究、技術開発に対する支援等

⑤次代の森林を支える人づくりの推進

- 森林所有者の意欲の高揚等
 - 情報提供、技術指導等
 - 林業労働力の確保
- 森林組合の活性化
 - 組織体制充実、人材育成取組み支援
- 森林環境学習の促進
 - 森林体験活動の場の提供、情報提供

施行日 平成27年4月1日

意見照会に対する市町の意見および県の考え方について

【琵琶湖森林づくり条例の一部改正関係】

番号	意見の概要	意見に対する県の考え方
【森林整備の低コスト化について】(条例第10条第1項関係)		
1	森林整備を推進するためには、低コスト化を進めていくことが必要である。そのことが森林所有者に伝わるような規定をおくべき。	条例第10条第1項において、適切な森林整備を進めるため必要な措置を講ずるとしており、今後の具体的な事業を進める中で、低コスト施策を普及・啓発していきます。
【森林の土地の境界の明確化について】(条例第10条第3項関係)		
2	土地の境界の明確化は重要であるが、条例の規定は抽象的であり、問題の深刻さが隠れてしまっている。	第10条第3項では、適切な森林施策が行われるため森林の土地の境界の明確化が速やかに行われるよう必要な措置を講ずることを規定するものです。
3	境界明確化の結果、固定資産税が高くなった場合、森林所有者からの境界明確化に対する協力を得ることが難しくなる。	今回の改正を受けて、市町にご協力をいただきながら、土地境界等に関する情報を収集し、土地の配置図を作成することにより森林施策の集約化に役立てる取組みなどを支援する事業を検討しています。こうした取組みが、既存の事業につながり、土地の境界の明確化にまでつながるよう取り組んでまいります。
4	「境界の明確化」について、簡易に効果が発現するような仕組みの整備を図るため、必要な法制定を国に働きかけること。	国においては、公図、森林基本図、航空写真等を活用し、関係する土地所有者等が現地調査を行わずに、一同に会して図上の作業のみで筆界点を特定するなどの新しい取組みが山村境界基本調査で試行されています。こうした取組みの成果についても情報収集しながら、今後の対応について考えていきたいと思っております。
【共同施策等に関する規定について】(条例第10条第4項関係)		
5	共同施策等に関する規定について、自ら適切な森林施策を行うことが困難な森林所有者への支援の規定ならば、「森林所有者の意欲の高揚等」(第17条)に規定するべきではないか。	現行の第17条(改正後の第19条)においては、森林所有者の森林づくりへの意欲高揚のための措置を講ずるとしていますが、それでも自ら森林施策を行うことが困難な場合、それらの森林も環境に配慮した森林施策等の推進が必要であることから、新たに第10条に追加して規定するものです。
【樹齢が特に高い樹木のある森林の保全】(条例第11条関係)		
6	樹齢が高い樹木だけでなく、対象を広く設定したほうが琵琶湖森林づくり条例の趣旨に沿うのではないか。	新しく追加する第11条では、樹齢が特に高い樹木のある森林は貴重であり保全すべきものであることから特に規定することとしていますが、「琵琶湖森林づくり条例」は、森林の多面的機能が持続的に発揮されることを目的としており、貴重な生態系も保全すべきものと認識しています。
【水源の涵養機能に関する規定について】(条例第12条関係)		
7	森林の機能は、水源の涵養機能と同等以上に、木材をはじめとする林産物の供給など様々な機能がある。水源の涵養機能だけを特に規定することは不適切である。	滋賀の森林は、生命の源である水を琵琶湖に供給しており、県民をはじめその下流域の人々も多くの恩恵を受けています。近年、他道県において目的不明な林地取得が行われるなど、水源林の保全を図ることが必要であることから、本県の森林が有する水源の涵養機能の維持および増進を図ることについて新たに規定したところです。
【県産材の利用の促進について】(条例第17条関係)		
8	県産材について、木質バイオマス事業の推進など広葉樹の利用促進も必要でないか。	県産材には、広葉樹も広く含まれます。木質バイオマスの利用は、県産材利用の一部と考えており、木質バイオマスの利用の効果が県産材の利用に波及するものと考えています。
【地域特性に応じた支援等について】		
9	地域の特性に見合った水源林保全の仕組みづくりや林業振興施策などが必要であり、地域の実情に応じた技術支援や指導をお願いします。	条例第3条において、基本理念として地域の特性に応じて森林づくりを推進することとしています。今後も県、市町、関係団体が連携して、地域の実情に応じた森林整備が行われるよう努めてまいります。
【林業等の振興について】		
10	森林の多面的機能の持続的発揮には、林業および山村振興が必要である。	林業の業としての取組みは、水源林の保全のためにも重要であり、滋賀県森林審議会の答申においても言及されています。このことから、琵琶湖森林づくり条例の改正では「県産材の利用の促進」に新たに項を追加し、県産材の生産、加工および流通の合理化の促進等のために必要な措置を講ずることを規定したところです。

番号	意見の概要	意見に対する県の考え方
【森林づくり県民税について】		
11	「琵琶湖森林づくり県民税条例」の用途について検討をするべきではないか。また、均等割が500円増額され、県民負担が増していることから税額についても見直してはどうか。	「琵琶湖森林づくり県民税」の用途は、「公益的機能が高度に発揮されるような森林づくりのための施策」に使用することとなっていますが、用途、税額等については、5年を目途に、必要があると認めるときは、条例の内容について検討を加えることとなっており、平成27年度は、この検討を行う時期となっていることから、その中で議論するものと考えています。

【滋賀県水源森林地域保全条例関係】

番号	意見の概要	意見に対する県の考え方
【琵琶湖森林づくり条例との関係について】		
1	事前届出制を設けた先行例と異なり、滋賀県の場合は、琵琶湖森林づくり条例を制定済みであり、趣旨が重なる部分があるため、事前届出制を設けるのであれば、条例が多少長くなっても本条例の改正により組み込む方が簡明である。	滋賀県森林審議会からの答申を受けて、その内容を条例に反映させる検討を行ってききましたが、 ①「琵琶湖森林づくり条例」は県の森林づくりの基本理念などを定めた条例であるが、この中に施策の具体化のための届出の規定を入れることは、理念や施策の基本に関する部分と手続に関する部分が混在することとなり、県民から見て条例の趣旨がわかりにくいものになってしまうこと。 ②水源の涵養機能は、多面的機能の一つであることから、その機能だけを取り上げて、条例の中に手続まで規定するのは適当でないことから、基本的施策の変更に関する部分のみを琵琶湖森林づくり条例の改正に盛り込むこととし、手続の詳細については別の条例で対応することとしました。
【事前届出制度の有効性等について】		
2	森林の適正な土地利用確保のための届出制度については、既に森林法による事後届出制度があるなかで事前制度を設けることの有効性について、法の有効性及び先行事例を検証した上で取り組まれるべきである。	新たに制定する条例の事前届出は、森林の有する水源の涵養機能の維持および増進を図るため、水源森林地域での土地取引等について、事前に届出をいただき、適正な土地利用のために配慮いただきたい事項や既存の法令等の規制や手続等について、県が助言、指導を行い、水源森林地域の適正な土地利用の確保を図ろうとするものです。 こうした条例は、既に全国15道県で制定され取り組まれているところであり、不適正な土地利用につながるような土地取引をけん制することも期待できると考えています。

【小規模な開発への対応について】

3	開発面積が1haを超えない小規模な林地開発を行う事例が少なくない。森林の持つ多面的機能を保持する観点からも、水源林を保全する仕組みについて配慮いただきたい。	滋賀県水源森林地域保全条例は、1ha未満である場合も対象とし、適正な土地利用のために必要な助言・指導を県が行うこととしています。 また、1ha未満の小規模林地開発に係る伐採届の受理は、市町村の事務とされていますが、今回の条例の制定の趣旨を踏まえ、市町との連携を密にしていきたいと考えています。 なお、県では保安林の指定や危険地に対する巡視活動を行う森林保全巡視員の設置を検討しており、市町と連携して実効ある仕組みにしていきたいと考えています。
---	--	---

【市町との関係等について】

4	水源森林地域保全条例の県の責務で、市町への「助言」が記されていることは、対等性の観点から疑問である。	「助言」とは、水源林の保全に関する事業等の施策を展開するうえで、市町からの相談に応える等必要に応じて行うものです。県の条例で市町との関係について、連携、情報提供、助言などを定める規定のある事例があり、例えば本県の「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」にも同様の規定があります。
5	第8条で、関係市町の長の「意見を求めるものとする」となっているが、「意見を求めることができる」の方が拘束力も弱く適切ではないか。	第8条の規定は、届出があった場合に県が市町に対して「求める」ものであり、市町を拘束するものとは考えておりません。市町からいただいたご意見は、売主に対する助言・指導に反映することとしています。

【その他関係】

番号	意見の概要	意見に対する県の考え方
【市町から出された意見の共有について】		
1	意見照会で市町から出された意見等について、共有することが必要である。	全ての市町からいただいたご意見をとりまとめ、各市町あてに概要を送付するとともに、県議会環境・農水常任委員会で報告したいと考えています。